

官報

号外

昭和三十一年三月二十九日

○第二十四回 衆議院會議録第二十八号

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和三十一年三月二十九日

午後一時開議

第一 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)

第二 原子燃料公社法案(内閣提出)

第三 核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出)

第四 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 余利農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

第九 工業用水法案(内閣提出)

第十 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会本院提出)(参議院送付)

●本日の會議に付した案件
健康保険法の總辭退に関する緊急質問(八木一男君提出)

ハバロフスクにおける抑留同胞の請願運動に関する緊急質問(日井莊一君提出)

小笠原島民帰島問題並びに沖縄軍用地借地料支払問題に関する緊急質問(田中益男君提出)

日程第一 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)

日程第十二 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会本院提出)(参議院送付)

日程第十 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時四十六分開議
○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

健康保険法の總辭退に関する緊急質問(八木一男君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、八木一男君提出、健康保険法の總辭退に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

健康保険法の總辭退に関する緊急質問を許可いたします。八木一男君。

○八木一男君 私は、日本社会党を代表して、健康保険法の總辭退の問題に関し、内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣に対し若干の質問を行いたいと思ひます。(拍手)

政府提出の健康保険法の一部改正案並びにそれに関連した新医療費体系をも含む諸種の行政措置の案に対し、医師、歯科医師等社会保険診療担当者の諸君は強く反対をしております。右が強行される場合はやむなく總辭退をせざるを得ない旨の態度をとっているものであります。ついに、去る三月二十日、京都府において保険医總辭退が行われたのであります。続いて、二十四日には東京都、大阪府の二大重要地点において、二十五日以降においては兵庫、奈良、栃木、群馬、長崎等の数県において總辭退が行われ、現在、そのほかの府県においても、急速に同様の事態が起らんとしておるのであります。健康保険制度創設以来初めてのことで、まさに社会保険、国民医療の重大危機といわなければならぬのであります。(拍手)政府は、世論を意に介せず改悪を強行しようとする従来の態度に關し、猛省するべき時期と考へるのであります。(拍手)

以下、順次、各大臣に対しまして、具体的な質問に入るわけであります。が、それに先立ちまして、政府の考え方の不当であります点について少しく指摘をしておきたいと思ひるのであります。

そもそも、政府提出の健康保険改正案は、三千万の被保険者並びに家族がこぞで反対をいたし、十萬の診療担当者がその非を指摘しておるのであります。社会保険制度審議会等の答申もこれを否定し、国庫負担の増率義務化等によってこの問題を解決すべきことを指示いたしているものであります。

その欠点の最大のものは、申し上げるまでもなく、一部負担制の強化であります。昨年六月、世界一高率の保険料率がさらに五割引き上げられ、このたびの改正案では、その料率をさらに倍の標準報酬額がまた値上げになつております。こうして二重に高くなつた保険料を強制的に徴収される被保険者が、一旦病気に相なりますと、金を払わなくては診療が受けられないことに相なるわけであります。被保険者は全く踏んだけつたり目の目にあわされていくわけでありまして、(拍手)元来、一部負担というものは、最も不仕合せ

な立場にある病人、けが人に、他の人々より余分の負担を負わせるものであります。社会保険の本旨である相互扶助の根本理念に完全に反するものであります。断じて強化をしてはならない制度であります。(拍手)この一部負担の強化によりまして、大幅の受診率の低下を來たし、早期診断、早期治療という医療の根本原則が破壊せられることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)この点が最も憂慮されておるのであります。

このほかにも、赤字対策のために受診率を低下させ、医療給付支出を不当に少なくしようとする意図が至るところに含まれておるのであります。すなわち、診療報酬請求明細書の官給制、入院の事前審査、扶養家族の制限、継続給付の要件の強化等でありまして、前の二者は、結局、患者が診療を受けることをはなはだしく不便にするものでございまして、あとの二者は、それぞれ近い身寄りのない老幼者、あるいは失業した被保険者等の、最も気の毒な人の既得権利を剝奪して、健康保険の恩恵を受けさせないようにする、血も涙もない改悪であります。(拍手)次に、二重指定制、監査の強化、審査機構の改悪等は、保険医を官僚の思ひ通りに縛りつけ、医療内容を独断的な官僚の統制下に置いて、医療を荒廃させるものであります。これは、識者のよく知つておるところであります。そこに流れる、人を見ればどうぼうと思ふ式の考へ方は、被保険者並びに診療担当者の人格を全く無視したものであります。犯罪人にすら許されておる監視権がこの人々には認められていないことは、実に大きな人権じゅうりんとはいわなければなりません。(拍手)

被保険者や診療担当者の団体では、健保改正案のこのような欠陥について

指摘し、その実施を見ないよう、国会、政府に懸命に陳情してきたのでありますが、政府は一向その強行する態度を変えようとならないのであり、これに対して、診療担当者の諸君は、やむを得ず、最後の合法的手段に出たわけであります。その意図するところは、あくまで政府の反省を求むるにあり、健康保険被保険者に奉仕する気持はごうも変っていないことが明らかにされておるのであります。(拍手)診療担当者の諸君は、被保険者に対して最も良心的な診療をしてあげたい、手続が簡単で便利な、しかも負担が増大しない方法で被保険者の診療が確保されなくてはならない、早期診断、早期治療ができなくなるのはいけなない、という考え方を持っておるわけであり、また、受診率が低下したり、新医療費体系等の強行によってその生活が不当に脅かされることは困るという立場をとっておるのであります。その主張は、しごく当然なことといわなければなりません。(拍手)このように考えて参りますと、社会保険の危機をもたらした責任はすべて政府にあると断定せざるを得ないのであります。(拍手)

かかる観点から、まず第一に、鳩山内閣総理大臣にお伺いをいたしたいのであります。総理は、過日、同僚岡本君の質問に対し、総辞退は起らないと確信する旨を答えておられますが、その確信がおはすれになった責任をいかにすべきだと考えられるでありますようか。(拍手)総理も言われましたように、診療担当者はみな良識の士であります。この人たちが、しかも何千何万という良識の士が、政府案に強硬に反対して総辞退を行いましたのは、明らかに政府案が悪いからだだと率直に認めらるべきであると私は信じます。総理のお考えはいかがでございますでしょうか。

過日の岡本君の質問に対し、用意された紙をお読みになりまして、社会保険の後退ではないと言われましたが、それは明らかに誤まりでございます。よく思い出していただきたいと思ひます。保険料が値上げになつてゐるののに、病氣のときには、さらに現金を出さなくては見てもらえないことになるわけでございます。厄介な手続をとらなければ、診療を受けたり入院したりすることができなくなるのでございます。これが後退でなくて、ほかに何が後退と言えますか。(拍手)かくのごとく、社会保険の後退をもたす健保改正案の強行によつてこの保険医総辞退が行われ、わが国社会保険の危機が招来されていることは明らかでございます。この場合において、総理の責任を重んじられた御答弁は、悪法案の撤回であり、二割国庫負担を実現して、社会保険の前進をもたらす社会党案への同調でなければならぬと信ずるわけでございますが、総理の御所信はいかがでございますでしょうか。(拍手)どうか、行きがかりや面子にとらわれないで、国民のために決断をもつてお答えて、願ひたいのでございます。(拍手)もし総理にして率直な態度で右の御答弁をしていただきますならば、われわれは、総理の最近の言動に対する百パーセントの不信の念につきまして幾分考へ直すのにやぶさかではないのでございますが、(拍手)もし右の御答弁がいただけないのならば、社会保険制度拡充のにせ看板をおろしていただくことを国民の名において要求しなければならぬことを明らかにいたしておきます。(拍手)

次に、一農田大蔵大臣に簡単に質問申し上げます。このような重大な事態が起つたのも、もとをたたせば、大蔵省の大なたに原因があると考えられる

わけでございます。今からでもおそくはありませんから、八十億もある予備費の中から四十億ほど、けちけちなんで追加支出をするなり、あるいは補正予算を組むなりして、この問題を解決する御意向がおりになるかどうか、はつきりとお伺いをいたしたいのでございます。(拍手)

続いて、具体的なことについて小林厚生大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

最初に、厚生大臣は、今回の重大な事態について、真剣に取捨する気持を持っていないように思われますが、どうでありましょうか。三月二十三日の次官通牒の中で辞表正式受理を指示している点は、明らかに挑戦でございます。まして、火に油を注ぐような結果を招来しているのであります。みずからの責任を全く回避して、被保険者の迷惑を顧みずに、事態を悪化させようとすることの態度は、まさに、医師会に対するだけでなく、国民に対する挑戦とも言うべきであると考えますが、大臣はいかに考えるのでございましょうか。

次に、不幸にして五月一日から實際に保険診療が停止されるようになったときの対策について、どう考えておられるか、お答え願いたい。次官通牒によれば、公的医療機関の協力を求むることを都道府県知事に指示しているのにすぎないが、このようなことが総辞退に対処すればよいとされるのならば、まことに驚くべき無定見であり、無責任これよりはなはだしきはないといわなければなりません。(拍手)第一に、公的医療機関がないところ、少いところはどうかの問題がございします。

第二に、公的医療機関の医療担当者、は、厚生省の無責任な方針によって猛烈な労働強化をしいられておる現状で

あり協力できる余裕はきわめてわずかでありますとともに、厚生省の、何ら反省のない、独善的な、弾圧的な態度を指摘して、一方的な協力要請には応じられない旨の態度であることは三日前の全医労、日赤徒組の説明でも明らかであります。(拍手)第三に、私的医療機関が保険診療を取り扱えないとき、公的医療機関をもってこれにかえ得るといふ考え方が、根本的な誤りでございます。(拍手)診療には継続的な観察が必要でございます。この意味で、診療担当者の変更は不可でございます。また、急患の場合には、もよりの医師の診療が必要なことは、言うまでもございません。さらに、被保険者の負担面から考えますならば、初診料の二度払いの問題、交通費の負担などの問題はどうなるのか。遠路の通院や、大病院で待たされることによる時間の空費などという問題も、決して軽視されてはならない問題でございます。

以上の諸点について説明を願いたいのでございます。

以上、考えて参りますと、この場合、療養費払いの制度がありますことが、ただ一つの救いでございますが、それも、現在の厚生省のような態度では、どれだけ効果を上げ得るか疑問でございます。すなわち、現在の診療報酬支払いのように決して遅延させてはならないと思うのでありますが、一体、その用意はおできになっておるのでしょうか。さらに、療養費の支給いかなされるまでの被保険者の現金負担について融資等の措置が講じられなくてはならないのに、それを考えられる気配さえも見受けられないのは、どうしたわけでございましょうか。お答えをお願いするのでございます。

さらに、厚生大臣は御自身の責任についてどう考えておられるか、お伺いをいたしたい。もし責任ということのならば、事態をさらに悪化させるような理在の挑発的な態度を改めて、ここ数日間には渾身の勇をふるって政府の健保改正案の完全なる撤回を実現することによって、(拍手)事態の収拾に当られるべきでありますが、それがもしできない場合には、いさぎよくみずから辞表を提出されるのが至当と考えられるのでございますが、その点についてどうお考えでございましょうか。

以上が私の質問の内容でございします。

最後に、総理初め三大臣に、重大なる事態を円満に正しく収拾するため、に、社会保険、国民医療、社会保障を守るといふ立場から、積極的な、率直な、そうして明確なる御答弁をいたいただくことを、国民の名において強く要求をいたしまして、私の質問を終る次第でございします。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山一郎君)　ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

健康保険法の改正は、健康保険財政を立て直しまして、将来のわが国医療保護の健全な発達をはかる趣旨のものであると信じております。ゆえに、政府としては、これを撤回する意思はございません。

〔国務大臣一萬田尚登君登壇〕

○国務大臣(一萬田尚登君)　政府管掌健康保険につきましましては、被保険者の一部負担が拡大せられては、また、この保険が主として中小企業をもつて構成せられております点等を考えまして、政府といたしましては、社会保障の確立を促進する目的をもちまして、今回財政上の補助制度を新たに設けま

して、三十一年度予算におきまして三十億圓を補助することにいたしましたのであります。この点は、他の保険とのつり合い及び今日なお三千万人に及びます保険の恩恵に浴せぬ人々もあることを考えまして、財政上の負担を右程度にとどめたのであります。申すまでもなく、今後社会保険につきましては財政の許可限り充実に参るつもりであります。(拍手)

〔国務大臣小林英三君登壇〕

○国務大臣(小林英三君) 八木さんの御質問にお答えをいたします。

保険医の総辞退に對しまして、政府は今回の事態をいかにして收拾するかというより御質問でございしますが、私は、今回の健康保険の改正案につきまして、医療担当者の諸君が、しかも常識ある医療担当者の諸君が、保険医療の重要な公共性にかんがみまして、総辞退という問題ははなはだ遺憾千万に存するのであります。……(発言する者多し)しかし、この問題につきましては、私もどもいたしましては、都道府県知事あるいは日本医師会等にも十分に善処方についてお願いをいたしました。また、都道府県知事に對しまして、できるだけ医療担当者との諸君の自重方をお願いし、万一総辞退というような問題が起りました場合には、誠意をもってこれを慰留していただくというようなことを、二十三日に次官通牒をもって出したのであります。先ほど八木さんの御意見によりますと、当然なすべきこの問題に對して、あたかも厚生省がこれによって彈圧するがごときことをおっしゃったのであります。(発言する者多し)これは、私は、今日の事態に即します厚生省当局としたまはしては当然のことであると思つておるのであります。た

だ、問題といたしましては、厚生省といたしましては、今日すでに辭退を出しておられます医療担当者の諸君につきまして、都道府県知事を通じて、できるだけこれらの取り下げについてもお願いをいたすつもりでおるのであります。なお、保険医の御辭退につきましては、万一最悪の事態が発生いたしました場合には、辭退をいたしておられませんが医療担当者の方々、並びに公益団体であります。国立あるいは公的の医療機関の御協力を得まして、国民の皆様方に御心配のないようにいたしたいものと存じておるのであります。

なお、八木さんの御説明によりますと、社会党のおっしゃつておられる保険の改正案に對してどう思ふかという点であります。あくまでも政治は現実的な問題であります。社会保障の前進はもちろんであります。これは国家財政に應じて前進すべきものであります。理屈では幾らでものが言えるのであります。私は、あくまでも政治は現実的なものであると考へておるのであります。(拍手)

なお、今日私どもが提案をいたして御審議を願つております健康保険の改正案につきましては、社会保障の確立の促進のために、高度の医療機関を備へながら健康保険の発展向上をはかるのが改正案でございまして、これを撤回する意思はございません。(拍手)

ハバロフスクにおける抑留同胞の請願運動に關する緊急質問(白井莊一君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、白井莊一君提出、ハバロフスクにおける抑留同胞の請願運動に關する

緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。

ハバロフスクにおける抑留同胞の請願運動に關する緊急質問を許可いたします。白井莊一君。

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 私は、自由民主党を代表して、ハバロフスク収容所における抑留同胞虐待事件に關し、外務大臣並びに厚生大臣に緊急質問を行はんとするものであります。

すなわち、ソ連ハバロフスク第十六収容所におけるわが抑留同胞が、長期にわたる不当かつ非人道的管理に抗議して、作業拒否に入つておるとのことです。……この点に關し、過日、海外同胞引揚特別委員会における柴田團長外三名の引揚者参考人の報告によりまして、収容所管理当局は、わが同胞の絶対生命の生かすための抗議に對して反省せざるのみならず、かえつて、報復手段として、二月二十五日以來、給食を断つて、四月二十五日以後、黒パン四百五十グラムと、一、二斤の三分の一程度であります。それに塩水にひたしたスプを朝夕二回という殺人的懲罰食に切りかえたといふ悲惨な事実を報じているのであります。

ボツダム宣言の第九条に、次のごとく明記されております。すなわち、日本国軍隊は、完全に武装を解除せられた後、各自の家庭に復歸し、平和的かつ生産的の生活を営む機会を与えられ、であらうと明確に記してあります。しかも、日本はソ連に對して宣戦

布告をしておりません。しかるに、ソ連は、この宣言の条項に反し、いわれなくして邦人を拉致抑留し、勝手に国内法を適用し、一方的にこれを戦犯とし、過酷な重労働まで強制してきたのであります。抑留された同胞は、悲憤のうちに、ひたすら母國の日を待ちわびながら、この無慈悲な待遇にもかかわらず、黙々として、誠実に、勤勉に役務に服してきたことは、すでに歸還した西ドイツの戦犯諸君のひとしく賞讃してゐるところであります。(拍手)

しかしながら、劣悪な施設と人道無視の管理下にあつて、過重な強制労働を十年の長きにわたつて続けてきたため、その健康は急速に衰へていられ、重病者の多発、死亡者の累増を見るに至つたことは、当然といわざるを得ないのであります。

このような状況下にあつて、抑留者は、許された唯一の適法手段によつて、ソ連当局に對し、幾十、幾百回もなかつた待遇の改善方法を請願し続けてきたのであります。その必死の願ひも全く顧みられなかつたのであります。しかも、たまたま待望の日ソ交渉が開

始せられるや、ソ連が明らかに抑留邦人を日ソ交渉の人間としていふという事実を知るに及んで、過去十年にわたる累積したソ連の非人道的扱いに對するふんまんは、ついに極点に達したのであります。あまつさへ、昨年十二月十六日、再び、現地当局は、医師の認定を無視して、明らかに病人である六十五名を強制労働にかり立てたために、作業中半死者が續出する事態を見

るに至つたのであります。十年余にわたる長い間の抑留だけでもたまたまやうのない懲罰であるのに、病人にまで強制労働をさせるとは、冷酷と言おうか、野蛮と言おうか、ソ連の辭書には一人人道という文字はないのであります。

しょうか。(拍手)人道問題には階級はないはずであります。国境もありません。この人種を越え、思想を越え、階級を越えた、人道問題たる本事件に對し、世界の世論のすみやかにしてかつ厳正なる批判を仰ぎたいと思ふのであります。(拍手)

かくのごとく不当かつ冷酷な処置に對し、これにこらへた彼ら抑留同胞は、忍耐もついにせきを切り、みずから生命を守る最後の手段としてとられた措置が、今回の全員一致の作業拒否による請願運動となつたものであります。

さらに、特筆すべきことは、これら同胞の公正なる取扱いを要求した数々の請願書は、日本赤十字社にもとり、國際赤十字社にも一つとして到達してない事実であり、おそらくソ連中央当局にも到達してないのではなかつたかと憂はれるのであります。かくのごとく、ハバロフスク抑留同胞は、基本的な人権をすら無視され、必死の請願も途中においてことごとく握りつぶされ、彼らの生命は今や全く眼前のもじり同様にあるのが偽らざる実情であります。(拍手)

そこで、まず第一に質問したいことは、政府は、一体、ソ連抑留者の実情につき、今までのいかなる調査をなされたかといふことである。(拍手)

このような抑留者の悲惨な状況は、決して偶然に発生したことでなく、おそらく常時行われていたことだらうと想像されるのであります。政府は、当然の責務として、あらゆる手段を尽し、ソ連抑留者の実情を調査していただかなければならないと信ずるものであります。今までのよう調査をなされたか、また、その調査の結果どうのよう措置をとられたか、それを伺いたいのであります。(拍手)

この点に關連して、なお伺ひたいことは、昨年九月ハバロフスク訪問の社会党議員団に抑留者より託された一通ばかりの手紙についてであります。この詳細に關しては、去る二月二十三日及び二十四日の海外同胞引揚特別委員会において論じられておりますので、詳細はこれを會議録に譲るとして、その要点について申し上げますと、その書簡のことが、まず第一に抑留者に寄せられた国民の同情に對する感謝であり、次にソ連側の不当なる待遇を訴えているのであります。一例を申し上げますと、千葉榮龜氏は、邦人の視察の際には常に收容所に粉飾が行われていることを訴え、「この様な環境に抑留日本人が過去十年收容されたものでも、又現在在されているものでもありません。表裏、殊に裏面を深く觀察せられ、ソ同盟の真相を正しく國民に指導せられ、日本再興の大計に過誤なき機念の爲申上げる次第です。むしろ私達一人一人の、九十ヶ年一切の自由を奪はれ、いためつけられてこの真さおな顔を、しつかり見つめて御歸りになられん事を切に御願申上げます」と書いてあります。まことに涙なくしてはとてい拝見できない悲壮な手紙であります。これらの手紙は、奇怪にも、昨年十二月十五日の引揚特別委員会において初めて明らかにされたのであります。この点については社会党の諸君にいろいろ伺ひたいこともありますが、私は、今人道問題を論じているので、この点については今日はやめておきます。

そこで、私は、政府にこの機会にお伺ひたい。

政府は、このような情報や資料の収集にどのような努力を払われたか。また、対策につきいかなる措置を講ぜられたかを、あわせてお伺ひたいのであります。(拍手)

第二に、政府は、この際、悲惨な在ソ同胞を直ちに救出すべく、全世界の良識に訴え、ソ連当局の良心を喚起し、すみやかにわが抑留同胞に對する不当な処遇を改善せしむるとともに、一日もすみやかにこれら同胞を帰還せしむべく、即刻あらゆる努力を傾けなければならないものと信じているのであります。(拍手)政府は、これに對し、今までのいかなる措置を講ぜられたか、また、今後いかなる措置を講ずるか、確固たる所信を伺ひたいと思ふのであります。(拍手)

今や、ロンドンにおける日ソ交渉は、領土問題並びに航行権の事項に關し意見の一致を見ず、自然休会に入つたのであります。事は一刻を争う生命に關する人道問題であり、元來、日ソ交渉とは別個の問題であります。(拍手)ロンドンにおける日ソ交渉の無期休会が即引き揚げ問題の休止であつては絶対になりません。(拍手)政府は、いかなる手段方法をもつてこの引き揚げ問題を引き続きソ連と交渉せられるか、承りたい。(拍手)

第三に、慰問品についてであります。先般、第六次引き揚げ出迎えの大成丸に託して、國民の真心を込めた六千余個の慰問品がソ連地区抑留者に送られたのであります。これが果して無事に抑留者の手に渡つたのであります。抑留者には、慰問品でも、藥品はもとより、ビタミンを行なつていといふこと、ひとい取扱いは行なつていといふこと、政府はいかなる措置をとられたか、承りたい。(拍手)慰問品こそ、抑留者にとつて、故国よりの便りとともに、唯一の激励であり、光明であり、また、榮養の補給の源であります。今後一大國民運動を展開し、継続的にかつ計画的に慰問品を送るべきものと思ひますが、その点に關する政府の所見を承わりたいと思ひます。(拍手)

第四にお伺ひたいことは、慰問使の派遣についてであります。抑留邦人の問題について当面最も急を要する事柄は、実情の把握並びに慰問であると思ふのであります。(拍手)政府は、この際、ソ連当局と折衝して、公けの、または民間の慰問使を派遣するよう努力せらるべきであると思ふのであります。(拍手)そのようなお考えがないかどうかをお伺ひたいと思ふのであります。

以上申し上げました通り、事は生命に關する問題であり、従つて、いつときの猶予も許さない、緊急を要する事態であります。この深刻な問題に對し、政府当局は、すみやかに、かつ有効なるあらゆる措置を講じ、留守家族の不安を除き、抑留者の希望を達成せしめるべきであることを重ねて強調して、私の質問を終ります。(拍手)

【國務大臣重光葵君登壇】
御質問にお答えいたします。

日ソ交渉の最中に、今お話のごとき事態の発生が報道されました。このことはきわめて遺憾に存じます。在ハバロフスク同胞の境遇に對しては、もとより深く同情をいたすものでございす。この抑留者の待遇改善のために最善を尽くすべきことは当然でございす。しかも、非常に急を要するものであります。政府は、直ちに、ロンドンにおける全権団に通告して、このことをソ連の全権団に通告せしめて、即時事態の改善をはかるように強く要請して、その反応を待つておる次第でございす。

なお、抑留者の状況につきまして、は、もちろん、可能な限りの手段を尽くして、その状態を調査いたしておる次第でございす。これら抑留者の困難を幾分でも軽減するために救恤品を送つておりますが、今後も引き続き継続的にこれを送るよう手段をとつておる次第でございす。

なお、抑留者の帰還に關する交渉は、ソ連との間には目下ロンドンにおいて交渉を続けておる次第でございす。これに對する返答を今日待つておるのでございす。

抑留者に対する慰問品を送るためには、赤十字社等に対して十分尽力せしめておる次第でございす。

なお、慰問使の派遣に關しては、お話を十分考慮をいたしたことを考へておるのでございす。これを待つてお答えいたします。

【國務大臣小林英三君登壇】
ハバロフスクの問題につきましては非常に遺憾にたえないと思つておるのであります。が、厚生省といたしましては、さきに、慰問品を、二月分と三月分とを第六次引揚船の出迎えの際にことすけまして、六千二百六十九個お送りいたしておるのであります。この中には、衆議院議員諸君の非常な御同情によりまする百四十二個、政府の二千五百八十個及び遺家族並びに一般國民の三千五百四十七個が含まれておるのであります。白井さんの最も御心配になっておりましたところは、これらの慰問品が果して現地の本人の手に着くかどうかという点でございます。従來の経過によりますと、日本赤十字社を通じて、二月、三月分の、前の荷物につきまして、現地にいない者の荷物をどうするかという問題につきましては、ソ連より日本赤十字社を通じてして照会があつたわけでございす。から、多分到着しておると思ひます。しかしながら、この問題につきましては、將來十分に確かめる意味におきまして、先般の二月分、三月分の慰問品につきましては、各收容所ごとの日本人代表によつて受領証を送つてもらうように、日本赤十字社を通じてお願ひしてあるのでございす。今後の問題につきましては、一人々々の受領証を荷物につけて送りまして、個人々々からそれを受け取つたということが証明せられるように、日本赤十字社を通じてお願ひして、ソ連の赤十字社にお願いしておるわけでございす。(拍手)

小笠原島民歸島問題並びに沖縄軍用地借地料支払問題に關する緊急質問(田中君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、田中君が提出、小笠原島民歸島問題並びに沖縄軍用地借地料支払問題に關する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと稱する者あり】

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。

小笠原島民歸島問題並びに沖縄軍用地借地料支払問題に關する緊急質問を許可いたします。田中君。

【田中君登壇】

○田中君 小笠原諸島の全島民七千七百余名は、昭和十九年七月、日本軍の強制疎開命令により、一切の財産を放置したまま、わずか手荷物三個を所持した本土に引き揚げたのであります。戦後、欧米系島民及び混血島民百七十八名だけ歸郷を許され、一般島

民は、帰郷を許されないのみか、同諸島が特殊の法的事情に置かれておるために、日米両国いずれよりの補償も受けられず、その大半は浮浪民同様の生活に追い込まれておるのであります。そのために、親子心中、一家心中等の悲劇が十二件、十八名に達しておるありさまであります。人道に上ることにはゆゆしき事態といわなければなりません。

次に、沖縄における米軍用地の講和発効前の借地料支払いの問題であります。米軍は、昭和三十五年七月から講和発効の日まで一年十カ月分として、三億六千万円を支払ったことになっておりますが、その額が不足であるばかりでなく、昭和二十五年七月以前の分は依然として未払いであります。占領期間中、本土における同様の場合には、政府が相当の補償を行なつてゐるものでありますから、政府は沖縄の場合にも当然これが支払いの責めに任ずべきであります。しかし、政府がたゞ過去の借地料を満足に支払つたといふだけで、米軍が現在不当に安く支払つてゐる借地料の問題は依然として残るのであります。

さらに、根本的な問題は、元米ネコのひたいほどとしかない農地の実に二〇％に当る一万七千エーカーを軍用地として奪われた五万戸の沖縄農民が、現に路頭に迷つてゐる事実であります。まことに、今日の沖縄は、かつて元内閣委員長故郷村三君がその視察報告の中で語りましたように、沖縄の中に基地があるというよりは、むしろ基地の中に沖縄があると云つた方が適切であります。(拍手)八十万の同胞が、この極東のジブラルタルに閉じ込められて、政治的に弾圧され、経済的に収奪され、道徳的に墮落しつつあるのではありません。

思ひに、小笠原と沖縄とはともに平和条約第三條に規定された地域であり、その条文によれば、日本は「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。この書かれてゐるのであります。すなわち、いわゆる残存主権が日本に認められてゐるという口実のもとに、事実上アメリカの領土権がこれらの地域に確立されてゐるのであります。

回顧すれば、ベルリン提督は、一八五三年、すなわち、わが嘉永六年六月二十五日付で、沖縄の那覇港より当時のアメリカ海軍長官に送つた書簡の中に、次のごとく述べておられます。本職は、さきに賦与せられたる國務長官訓示の命するところに従ひ、東洋近海において艦船の避泊港を求むるに當り、目下麾下艦船の在泊せる琉球國那覇及び小笠原群島中ポルト・ロイド、すなわち今日の二見、この兩港を適當と認めたり。本職は、予定のごとく、那覇、ポルト・ロイド、すなわち二見の兩港を獲得し、ひそかに各種の施設をなすに當り、吾人は事実上琉球國の支配権を獲得せり。と。しかし、ベルリ提督のこの野望は、幸いにも、当時のアメリカの民主主義出身のアス大統領のいれるところとならなかつたのであります。しかるに、百年の後になつて、今日、アメリカは、ベルリ提督の抱いた野望を實現し、小笠原及び沖縄を対ソ作戦の重要基地として確保することに成功したのであります。(拍手)

日ソ交渉において、政府は、日本が平和条約によつてすでにその権利を主張するところを放棄した南千島の返還を強硬に主張することによつて、ついに事実上兩國の国交回復を不可能にしてしまつたのであります。もし南千島の領土問題を取り上げるならば、政府はなぜ小笠原、沖縄の領土問題を取り上げないのでしょうか。(拍手)また、ソ連に對しては、あたかもトラの威をかるキツネのごとく大胆にふるまいながら、政府はなぜアメリカに對してはあたかもトラの尾を踏むような謹慎な態度に出なければならぬのでしょうか。

(拍手) 国交における領土問題の解決は、政治的にも条約的にもきわめて困難であると考えられるのであります。が、もしかゝるその解決が可能であるとするならば、それは、南方における領土問題と関連して解決する以外に、絶対にこれを解決する道はないのであります。(拍手) 同じく平和条約第三條に規定されてゐる奄美大島の返還がすでに實現を見た今日、小笠原及び沖縄の返還が、政治的にはともかく、条約的に著しく困難な理由は存在しないのであります。

以上、私は、とりあえず小笠原島民の帰郷のすみやかな實現を期待するにとともに、沖縄における講和発効前の借地料の正当な支払いが政府によつて行われんことを要求するものであります。

私は、さらに、わが党従来の政策たる沖縄、小笠原の全面的返還を主張し、政府が今日までこれがため何らなすところのなかつた怠慢の罪を責めるとともに、今後いかなる努力を払わんとしているかをたゞさんとするものであります。(拍手) 鳩山首相及び重光外相の真摯にして明快なる答弁を要求するものであります。(拍手)

(國務大臣鳩山一郎君登壇) 御質問にお答えをいたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 田中さんの御質問にお答えをいたします。

小笠原、沖縄の返還について、まずお答えをいたします。政府は、従来とも、あらゆる機会をとらえまして、小笠原及び沖縄に対する管轄権返還に関する日本国民の要望を米國に申し入れて、米國政府の配慮を要望してあります。今後とも、この線に沿ひまして努力するつもりでございます。

第二の点についてお答えをいたします。第二の質問も、第一とはほぼ同様の趣旨でございますが、政府は、さきに實現を見ました奄美群島の返還をもつて決して満足するものではありません。沖縄及び小笠原諸島についても、今後とも、國民の總意を体し、これら地域の復興實現に努力をいたしたつもりでございます。

最後の御質問に答えます。旧小笠原島民の歸郷につきましては、政府は、従来から、わが方の希望を米國に申し入れまして折衝してあります。さきにダレス氏来日の際にも強く要望いたしました。今後とも、さらに引き続き折衝を行ひたいと思ひます。

なお、沖縄における講和条約発効前の軍用地の借地料等の補償について御質問がございましたが、この点につきましては、實情をよく調査いたしまして、関係機関をして検討せしめて、適切な措置をとりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

(國務大臣(重光葵君) 御質問に對しては、ただいま總理大臣からお答えしたことで尽きておると思ひます。私も、外交当局者として、その外交に關することを御答弁申し上げず。

小笠原島民の復歸の問題は、すいぶん前から要請を続けておるのでございます。今日まで實現を見ませんこと

民は、帰郷を許されないのみか、同諸島が特殊の法的事情に置かれておるために、日米両国いずれよりの補償も受けられず、その大半は浮浪民同様の生活に追い込まれておるのであります。そのために、親子心中、一家心中等の悲劇が十二件、十八名に達しておるありさまであります。人道に上ることにはゆゆしき事態といわなければなりません。

次に、沖縄における米軍用地の講和発効前の借地料支払いの問題であります。米軍は、昭和三十五年七月から講和発効の日まで一年十カ月分として、三億六千万円を支払ったことになっておりますが、その額が不足であるばかりでなく、昭和二十五年七月以前の分は依然として未払いであります。占領期間中、本土における同様の場合には、政府が相当の補償を行なつてゐるものでありますから、政府は沖縄の場合にも当然これが支払いの責めに任ずべきであります。しかし、政府がたゞ過去の借地料を満足に支払つたといふだけで、米軍が現在不当に安く支払つてゐる借地料の問題は依然として残るのであります。

さらに、根本的な問題は、元米ネコのひたいほどとしかない農地の実に二〇％に当る一万七千エーカーを軍用地として奪われた五万戸の沖縄農民が、現に路頭に迷つてゐる事実であります。まことに、今日の沖縄は、かつて元内閣委員長故郷村三君がその視察報告の中で語りましたように、沖縄の中に基地があるというよりは、むしろ基地の中に沖縄があると云つた方が適切であります。(拍手)八十万の同胞が、この極東のジブラルタルに閉じ込められて、政治的に弾圧され、経済的に収奪され、道徳的に墮落しつつあるのではありません。

思ひに、小笠原と沖縄とはともに平和条約第三條に規定された地域であり、その条文によれば、日本は「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。この書かれてゐるのであります。すなわち、いわゆる残存主権が日本に認められてゐるという口実のもとに、事実上アメリカの領土権がこれらの地域に確立されてゐるのであります。

回顧すれば、ベルリン提督は、一八五三年、すなわち、わが嘉永六年六月二十五日付で、沖縄の那覇港より当時のアメリカ海軍長官に送つた書簡の中に、次のごとく述べておられます。本職は、さきに賦与せられたる國務長官訓示の命するところに従ひ、東洋近海において艦船の避泊港を求むるに當り、目下麾下艦船の在泊せる琉球國那覇及び小笠原群島中ポルト・ロイド、すなわち今日の二見、この兩港を適當と認めたり。本職は、予定のごとく、那覇、ポルト・ロイド、すなわち二見の兩港を獲得し、ひそかに各種の施設をなすに當り、吾人は事実上琉球國の支配権を獲得せり。と。しかし、ベルリ提督のこの野望は、幸いにも、当時のアメリカの民主主義出身のアス大統領のいれるところとならなかつたのであります。しかるに、百年の後になつて、今日、アメリカは、ベルリ提督の抱いた野望を實現し、小笠原及び沖縄を対ソ作戦の重要基地として確保することに成功したのであります。(拍手)

日ソ交渉において、政府は、日本が平和条約によつてすでにその権利を主張するところを放棄した南千島の返還を強硬に主張することによつて、ついに事実上兩國の国交回復を不可能にしてしまつたのであります。もし南千島の領土問題を取り上げるならば、政府はなぜ小笠原、沖縄の領土問題を取り上げないのでしょうか。(拍手)また、ソ連に對しては、あたかもトラの威をかるキツネのごとく大胆にふるまいながら、政府はなぜアメリカに對してはあたかもトラの尾を踏むような謹慎な態度に出なければならぬのでしょうか。

(拍手) 国交における領土問題の解決は、政治的にも条約的にもきわめて困難であると考えられるのであります。が、もしかゝるその解決が可能であるとするならば、それは、南方における領土問題と関連して解決する以外に、絶対にこれを解決する道はないのであります。(拍手) 同じく平和条約第三條に規定されてゐる奄美大島の返還がすでに實現を見た今日、小笠原及び沖縄の返還が、政治的にはともかく、条約的に著しく困難な理由は存在しないのであります。

以上、私は、とりあえず小笠原島民の帰郷のすみやかな實現を期待するにとともに、沖縄における講和発効前の借地料の正当な支払いが政府によつて行われんことを要求するものであります。

私は、さらに、わが党従来の政策たる沖縄、小笠原の全面的返還を主張し、政府が今日までこれがため何らなすところのなかつた怠慢の罪を責めるとともに、今後いかなる努力を払わんとしているかをたゞさんとするものであります。(拍手) 鳩山首相及び重光外相の真摯にして明快なる答弁を要求するものであります。(拍手)

(國務大臣鳩山一郎君登壇) 御質問にお答えをいたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 田中さんの御質問にお答えをいたします。

小笠原、沖縄の返還について、まずお答えをいたします。政府は、従来とも、あらゆる機会をとらえまして、小笠原及び沖縄に対する管轄権返還に関する日本国民の要望を米國に申し入れて、米國政府の配慮を要望してあります。今後とも、この線に沿ひまして努力するつもりでございます。

第二の点についてお答えをいたします。第二の質問も、第一とはほぼ同様の趣旨でございますが、政府は、さきに實現を見ました奄美群島の返還をもつて決して満足するものではありません。沖縄及び小笠原諸島についても、今後とも、國民の總意を体し、これら地域の復興實現に努力をいたしたつもりでございます。

最後の御質問に答えます。旧小笠原島民の歸郷につきましては、政府は、従来から、わが方の希望を米國に申し入れまして折衝してあります。さきにダレス氏来日の際にも強く要望いたしました。今後とも、さらに引き続き折衝を行ひたいと思ひます。

なお、沖縄における講和条約発効前の軍用地の借地料等の補償について御質問がございましたが、この点につきましては、實情をよく調査いたしまして、関係機関をして検討せしめて、適切な措置をとりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

(國務大臣(重光葵君) 御質問に對しては、ただいま總理大臣からお答えしたことで尽きておると思ひます。私も、外交当局者として、その外交に關することを御答弁申し上げず。

小笠原島民の復歸の問題は、すいぶん前から要請を続けておるのでございます。今日まで實現を見ませんこと

民は、帰郷を許されないのみか、同諸島が特殊の法的事情に置かれておるために、日米両国いずれよりの補償も受けられず、その大半は浮浪民同様の生活に追い込まれておるのであります。そのために、親子心中、一家心中等の悲劇が十二件、十八名に達しておるありさまであります。人道に上ることにはゆゆしき事態といわなければなりません。

次に、沖縄における米軍用地の講和発効前の借地料支払いの問題であります。米軍は、昭和三十五年七月から講和発効の日まで一年十カ月分として、三億六千万円を支払ったことになっておりますが、その額が不足であるばかりでなく、昭和二十五年七月以前の分は依然として未払いであります。占領期間中、本土における同様の場合には、政府が相当の補償を行なつてゐるものでありますから、政府は沖縄の場合にも当然これが支払いの責めに任ずべきであります。しかし、政府がたゞ過去の借地料を満足に支払つたといふだけで、米軍が現在不当に安く支払つてゐる借地料の問題は依然として残るのであります。

さらに、根本的な問題は、元米ネコのひたいほどとしかない農地の実に二〇％に当る一万七千エーカーを軍用地として奪われた五万戸の沖縄農民が、現に路頭に迷つてゐる事実であります。まことに、今日の沖縄は、かつて元内閣委員長故郷村三君がその視察報告の中で語りましたように、沖縄の中に基地があるというよりは、むしろ基地の中に沖縄があると云つた方が適切であります。(拍手)八十万の同胞が、この極東のジブラルタルに閉じ込められて、政治的に弾圧され、経済的に収奪され、道徳的に墮落しつつあるのではありません。

思ひに、小笠原と沖縄とはともに平和条約第三條に規定された地域であり、その条文によれば、日本は「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。この書かれてゐるのであります。すなわち、いわゆる残存主権が日本に認められてゐるという口実のもとに、事実上アメリカの領土権がこれらの地域に確立されてゐるのであります。

回顧すれば、ベルリン提督は、一八五三年、すなわち、わが嘉永六年六月二十五日付で、沖縄の那覇港より当時のアメリカ海軍長官に送つた書簡の中に、次のごとく述べておられます。本職は、さきに賦与せられたる國務長官訓示の命するところに従ひ、東洋近海において艦船の避泊港を求むるに當り、目下麾下艦船の在泊せる琉球國那覇及び小笠原群島中ポルト・ロイド、すなわち今日の二見、この兩港を適當と認めたり。本職は、予定のごとく、那覇、ポルト・ロイド、すなわち二見の兩港を獲得し、ひそかに各種の施設をなすに當り、吾人は事実上琉球國の支配権を獲得せり。と。しかし、ベルリ提督のこの野望は、幸いにも、当時のアメリカの民主主義出身のアス大統領のいれるところとならなかつたのであります。しかるに、百年の後になつて、今日、アメリカは、ベルリ提督の抱いた野望を實現し、小笠原及び沖縄を対ソ作戦の重要基地として確保することに成功したのであります。(拍手)

日ソ交渉において、政府は、日本が平和条約によつてすでにその権利を主張するところを放棄した南千島の返還を強硬に主張することによつて、ついに事実上兩國の国交回復を不可能にしてしまつたのであります。もし南千島の領土問題を取り上げるならば、政府はなぜ小笠原、沖縄の領土問題を取り上げないのでしょうか。(拍手)また、ソ連に對しては、あたかもトラの威をかるキツネのごとく大胆にふるまいながら、政府はなぜアメリカに對してはあたかもトラの尾を踏むような謹慎な態度に出なければならぬのでしょうか。

(拍手) 国交における領土問題の解決は、政治的にも条約的にもきわめて困難であると考えられるのであります。が、もしかゝるその解決が可能であるとするならば、それは、南方における領土問題と関連して解決する以外に、絶対にこれを解決する道はないのであります。(拍手) 同じく平和条約第三條に規定されてゐる奄美大島の返還がすでに實現を見た今日、小笠原及び沖縄の返還が、政治的にはともかく、条約的に著しく困難な理由は存在しないのであります。

以上、私は、とりあえず小笠原島民の帰郷のすみやかな實現を期待するにとともに、沖縄における講和発効前の借地料の正当な支払いが政府によつて行われんことを要求するものであります。

私は、さらに、わが党従来の政策たる沖縄、小笠原の全面的返還を主張し、政府が今日までこれがため何らなすところのなかつた怠慢の罪を責めるとともに、今後いかなる努力を払わんとしているかをたゞさんとするものであります。(拍手) 鳩山首相及び重光外相の真摯にして明快なる答弁を要求するものであります。(拍手)

(國務大臣鳩山一郎君登壇) 御質問にお答えをいたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 田中さんの御質問にお答えをいたします。

小笠原、沖縄の返還について、まずお答えをいたします。政府は、従来とも、あらゆる機会をとらえまして、小笠原及び沖縄に対する管轄権返還に関する日本国民の要望を米國に申し入れて、米國政府の配慮を要望してあります。今後とも、この線に沿ひまして努力するつもりでございます。

第二の点についてお答えをいたします。第二の質問も、第一とはほぼ同様の趣旨でございますが、政府は、さきに實現を見ました奄美群島の返還をもつて決して満足するものではありません。沖縄及び小笠原諸島についても、今後とも、國民の總意を体し、これら地域の復興實現に努力をいたしたつもりでございます。

最後の御質問に答えます。旧小笠原島民の歸郷につきましては、政府は、従来から、わが方の希望を米國に申し入れまして折衝してあります。さきにダレス氏来日の際にも強く要望いたしました。今後とも、さらに引き続き折衝を行ひたいと思ひます。

なお、沖縄における講和条約発効前の軍用地の借地料等の補償について御質問がございましたが、この点につきましては、實情をよく調査いたしまして、関係機関をして検討せしめて、適切な措置をとりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

(國務大臣(重光葵君) 御質問に對しては、ただいま總理大臣からお答えしたことで尽きておると思ひます。私も、外交当局者として、その外交に關することを御答弁申し上げず。

小笠原島民の復歸の問題は、すいぶん前から要請を続けておるのでございます。今日まで實現を見ませんこと

昭和三十一年三月二十九日 衆議院會議録第二十八号 憲法調査会法案

は遺憾でありますけれども、今後とも協力をお願いする所でございます。

沖繩島民の福祉の問題についてもお話があったと思つて、このことについて、十分に資料を提出して、米国の善処を要請しておるわけでございます。

なお、領土の問題は、すでにお答えがありました。これは日ソの交渉とは関係はないという建前に考へております。しかし、米国内閣に対しては、米国内閣に対するわが方の主張を保持しておりますから、その主張に沿うて十分要請するつもりでございます。

日程第一 憲法調査会法案（岸信介君外六十名提出）

○議長（金谷秀次君） 日程第一、憲法調査会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本象吉君。

憲法調査会法案
憲法調査会法

（設置）
第一条 内閣に、憲法調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）
第二条 調査会は、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。

（組織）
第三条 調査会は、委員五十人以内で組織する。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣が任命する。

- 一 国会議員 三十人
- 二 学識経験のある者 二十人
- 三 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）
第四条 調査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（幹事）
第六条 調査会に幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（部会）

第七条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に、部長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

（議事）

第八条 調査会の議事に関し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。

（事務局）

第九条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。

5 事務局は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く）の定員は、七人とする。

（主任の大臣）
第十条 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）
第十一条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 憲法調査会の委員及び専門委員

3 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 憲法調査会の委員及び専門委員

第九号の見出し中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

十七の二 憲法調査会の委員及び専門委員

第九号の見出し中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「法制局次長」の下に「憲法調査会事務局次長」を加え、同項第三号中「若ハ法制局事務官」を「法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」に改める。

本案施行に要する経費は、約一千万円の見込である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山本象吉君登壇〕

○山本象吉君 たいだいま議題となりました、岸信介君外六十名提出の憲法調査会法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、わが国の国情に照らし、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告することを所掌事務とする憲法調査会を内閣に設けようとするものであります。

調査会には国会議員三十名、学識経験者二十名、合計五十名以内の委員をもって組織することとし、委員はこれを内閣が任命することとしたしております。

また、調査会には会長一名、副会長二名を置くことになっておりますが、いずれも委員の互選によつてこれを定めることとしております。なお、調査会には、専門委員を置くことができるほか、幹事を置くことも、事務局を設け、事務局長以下の職員をして調査会の事務を処理させることとしております。

本案は、二月十六日本会議に上程され、翌十七日質疑の後、当委員会に付託されたものであります。委員におきましては、二月二十一日提案者より説明を聞き、直ちに質疑に入り、三月二十二日まで前後十一日間にあたつて、各委員と提案者及び鳩山内閣総理大臣その他関係大臣等との間に熱心な質疑応答が行われ、三月十六日には公聴会を開くなど、慎重審議を行つたのであります。その内容については、何とぞ會議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、三月二十三日、質疑を打ち切り、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（金谷秀次君） 討論の通告があります。順次これを許します。稲村隆一君。

〔稲村隆一君登壇〕

○稲村隆一君 私、たいだいま議題となりました憲法調査会法案に対し、日本社会党を代表して反対の意見を表明せんとするものであります。（拍手）

提案者の諸君は、現行憲法の平和主義、民主主義、基本的人権尊重の原則は正しいと言ひながら、ただ、占領中最高司令官の要請によつて制定されたものではないから改正しなければならぬと言ひのであります。しかしながら

三二二

ら、主権在民の憲法が実現されるまでには、人類の自由のために戦った幾多の人々の血が流されたものであり、従つて、この民主憲法なるものは、人類共通の遺産であつて、外国のものも日本のものもないのであります。(拍手)かつてイギリスにおいて暴君チャールズ一世を倒したるクロウエル兵士が、憲法なるものは人民の協定なる旨宣言し、君主主権の憲法より永遠に訣別して以来、アメリカの独立戦争においてこの言葉を引用し、世界において初めての主権在民の成文憲法が制定されたことは、御承知の通りであります。(拍手)しこうして、フランス革命における共和憲法はアメリカ憲法を模範として作成されたものであり、続くナポレオン戦争は、プロシヤを除くほとんどの西欧国家が、君主の意思に反して人民主権の憲法を採用せざるを得ない結果になったのであります。

わが国の自由民権運動の志士仁人は、かくのごとき主権在民の憲法のために血を流したのであります。かかる歴史的事実は、自由なる思想と学問と真理には国境がないことを証明するものであり、もし日本に敗戦という悲劇がなかったならば、国民は主権在民の憲法を手えられなかつたのであります。すなわち、今なお、日本国民は、言論、集会、結社の自由の抑圧のもとに、治安維持法、治安警察法の弾圧のもとに、軍閥政治の奴隷となつていたのであります。(拍手)かかる意味において、終戦後の日本国憲法こそは、日本の災いを転じて福となしたものであり、断じて擁護すべき憲法なりと確信するものであります。(拍手)何人の示唆によることも、真理は真理である。しかしして、この日本国憲法こそは、日本歴史が始まって以来初めての言論、集会、結社の自由のもとに、金力と

権力の干渉なく、国民の自由なる意思によつて選出された真の代表者によつて、国会において自由に審議され、決定されたものであります。(拍手)かかる憲法が、いかに押しつけられたる憲法であるか、押しつけられたるもの、干渉を受けたるものは、日本の民主化の方向に反対し、ポツダム宣言による国民の基本的人権を抑圧せんとし、明治憲法の残存形態を保持せんとした人々のみであります。(拍手)終戦後、日本の国民大衆は、歓呼の声をあげて、この国民主権の憲法を喜び迎えたのであります。(拍手)しかるに、日本国民を奴隷状態より解放したるこの憲法を、ごまかしの憲法、にせの憲法と称して侮辱するがごとき総理大臣ありとするならば、それは憲法をじゅうりんとする許すべからざる行為として弾劾されなければならぬのであります。(拍手)

鳩山首相のごときは、日本国憲法改正に当り、その平和主義、民主主義の基本原則はあくまでも尊重する、ただ自衛軍に持つために憲法第九条を改正するのだと言つておられる。そうかと思ふと、憲法を改正せずとも自衛軍は持つと、何が何だかわけのわからぬ矛盾したことを言つておるのであります。(拍手)もし九条を改正せずとも自衛軍を持つことが出来るとするならば、鳩山論理に従つても、いかに憲法改正の必要があるのか、いかに(拍手)かくのごとき矛盾ある言動の裏には、この近代的民主主義憲法を根本より改悪せんとする陰謀が隠されてゐるものと疑わざるを得ないのであります。(拍手)すなわち、旧自由党、旧改進黨、自主憲法期成議員同盟の憲法改正草案を見るならば、すべて天皇を象徴より元首にせんとしおられます。また、法律をもつてしては国民の基本的

人権は制限したる現行憲法の基本原則を、法律をもつて制限し得るよう改悪せんとしているものであります。(拍手)もし法律をもつて国民の基本的権利を制限し得るとするならば、かつての帝国憲法と一体いさうが異なるであらうかといわざるを得ないのであります。(拍手)しかして、われわれ日本国民は、かかる憲法の改悪によつて、旧帝国憲法治下における同一の抑圧を邪悪なる権力者より受けること必至であります。

さらに、再軍備問題を考えますならば、現反動政権の誤まれる政策は、一そう露骨に現れておるのであります。この祖国日本には、実に七百にもわたるアメリカの軍事基地が置かれ、これらはすべてアジアにおけるアメリカの対ソ、対中戦略の最前線基地としての役割を果し、一朝有事の際は、原子力の発達せる今日、まさに日本は全滅の悲運にあるのであります。ゆゑに、日本の防衛の最善策は、外国の軍事基地の撤廃であり、備兵の再軍備を拒否することにあることは、小学生といへども理解できる明白なることであります。(拍手)しかるに、現政府は、自衛権に名をかりて、日本ならぬアメリカ防衛のための再軍備に狂奔し、重光外相のごときは、昨年渡米の際、海外派兵の意図さえほめかしておるのであります。また、最近、鳩山首相、船田防衛庁長官等は、急迫不正の際における敵基地爆撃は自衛権の発動であつて、憲法第九条もこれを禁止せずといふ、驚くべき解釈をなしているのだから、過去のいかなる侵略戦争も、自衛権の発動なる美名のもとに行われたのであります。しかして、今日の軍事科学の段階においては、いかなる自衛権の発動たる戦争も、必然に、局地戦といへども全面的原子戦争に発展し、

これに關係せる国民は全滅しなければならぬのであります。(拍手)しからば、憲法第九条を順守して、一切の武力的国際紛争に参加しないことが最大の防衛であることを銘記しなければならぬのであります。(拍手)すなわち、自衛または防衛は、必ずしも武力を意味するものではありません。

私は一つの例として申し上げるのであるが、かつて、アインシュタイン博士は、ガンジー翁を二十世紀における最大の天才的な現実政治家であると言いました。愚かなる者は、彼の無抵抗、非協力的な論理を宗教的空想であると笑つたのであります。しかしながら、武力を持たざるガンジーの独立運動は、力によつて對抗するときは、はかり知るべからざる悲惨なる結果を生じたのであります。そこで、抵抗はしないが、イギリスには一切協力せずとの方針が実行されたのであります。このガンジー翁の政策こそは、アジアに共通せる偉大なる精神であつて、軍事的に無能力なるアジアの民族が西欧帝国主義の羅網より解放されたる政策でありました。これこそ、弱者の自衛権の発動であります。(拍手)いかなる暴虐者といへども人間の魂の自由を奪うことができないからであります。

また、この憲法調査会法案は、明瞭に憲法違反の法案であります。もともと、主権在民の憲法は、政府の権限を制限する目的をもつて制定されたものであります。しかるに、制約されるはずの政府がみづから原案を作成するといふがごときは矛盾もはなはだしいものであつて、これを擁護する學説のごときは、窃盗罪の法文をどろぼうが作成することができるといふのと同じ笑うべき理論であります。(拍手)憲法の歴史、本質、精神からいって、憲法改正の原案を提案することが出来るのは、国会であつて、内閣ではないのであります。(拍手)しかるに、内閣がこれを提案することは、明らかに憲法第九十六条の違反であつて、これに賛成する議員は審議権をみづから放棄することと同様であります。(拍手)

世界における議會政治の先進国たるイギリスのごときは、不成文憲法であるがゆゑに、明確な規定はもろんなのであります。憲法規定の重要法案の制定は、国会の中に特別委員会を設置するのが慣例であつて、内閣は絶対に関与しないのであります。(拍手)こ

れは三権分立の精神より当然であつて、内閣が憲法上の規定の変更に法律をもつて関与するがときは、民主政治の本質を乱るものであります。

（拍手）提案者並びに鳩山総理大臣が、憲法第七十二条と内閣法第五条によつて、政府にも提案権ありというがごときは、憲法違反の三百代言的暴論といわなければなりません。（拍手）

特に、われわれが国民各位とともに
熬過し得ないことは、政府及び自民党
の諸君が、理不尽なる小選挙区制の強
行により憲法改悪の野望をたくましく
うせんとしていることは、世論のひとし
く非難するところであります。(拍手)
しかしながら、かりに諸君が小選挙区
制により、いかに多数の議席を獲得し
ても、日本国民の政治的良心は、国民
投票において必ずや諸君の野望を粉碎
するであらうことを予言いたします。
(拍手) 自民党の諸君におかれまして
も、思いを深くここにいたされ、かか
る非立憲的な提案を撤回されんこと
を切望いたしまして、私の反対討論
を終る次第であります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 高橋等君。

○議長（益谷秀次君） 高橋等君

○高橋等君 私は、自由民主党を代表
いたしまして、憲法調査会法案に対し
まして賛成の討論をいたすものであり
ます。(拍手)

わが自由民主党は、立党に際しまして、その政綱として、平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をなすべし、独立体制の整備をはかることを決定し、もつて国民の幸福と国家の発展に資する重大なる決意をいたしております。(拍手)現行憲法は、昭和二十一年、わが国の主権が連合国最高司令官の制限下に置かれていました時代に制定せられ、しかも、政府原案は、いわ

ゆるマツカーサー草案と各条章のほとんどが用語においてまで同一であり、実質的に異なる点は、わずかに二院制

の採用と土地固有の条項削除のみであります。もちろん、形式的には議会の審議を経ておりますが、議会における審議は進駐軍の監督のもとに行われ、その審議状況は刻々総司令部に報告せられ、一字一句の修正もその指示に

よつたことは、社会党の諸君も、よく
やお忘れではございますまい。(拍手)
それを、議会において自主的に修正し、
国民の自由意思で制定せられたと主張
するに至りましては、あきれてものが
言えないのであります。(拍手)わが国

が独立を回復し、完全な主権を取り戻した今日、現行憲法を再調査いたしまして、われわれの憲法は日本国民の手によって自主的に決定する、国民投票によって決定することは当然の措置と申すべきであります。(拍手)

以上のごとき経過によつて制定せられました必然の結果といたしまして、現行憲法は、過去九カ年にわたる施行の経験に照らしまして、わが国の民族性、国情等に即応しない点が多々あることは否定できません。(白木)

わが党は、國民主權の原則を堅持いたします。従つて、天皇主權の復活をわれわれは考えておりません。ただ、現行憲法では、天皇は象徴とせられ、その権限もあまいまいでありますために、日

る危険があります。従つて、権利の正當な行使と乱用の限界を明らかにいたさねばなりません。

その他、現行憲法には調査証明を要する多数の問題点がありますが、ことに内閣委員会で論議の中心となりました第九条のごときは、その解釈にはなほまだしい懸隔があり、国論分裂の因をなしておりますことは遺憾でございます。

す。社会党は、自衛権と交戦権の問題につきまして、自衛権は認める、交戦権は永久に放棄する、安全保持は武力以外の方法とする旨の党声明を発表されておる。武力以外の方法とは何でございますか。わが国が直接間接の侵略

わが党は、だれよりも戦争を嫌悪を受けましたときに、あなた方はいかにして国土の安全と国民の生命財産を守らんとなさるのでありますか、国民の前にはつきりお答えを願いたいのであります。

し、平和を探求いたします。そのために、外交その他あらゆる方法に訴えて努力を払っておるのであります。しかも、わが國が急迫不正の侵略を受けました場合、これを武力によって排除いたします。十なつ、自衛力と行

することは、国家として当然なさねばならないことであります。国家あつての憲法であり、憲法あつての国家ではございません。憲法のいかなる条章といえども、国家の自滅を規定いたすもの

はなないです。と云う（拍手）われわれは、他を攻撃いたしするには無力であり、他からの侵略を防ぐには十分の自力を持つことが必要なのであります。しかし、この程度におきましては、徴兵制度や海外派兵を考える必要の毛頭ないことは、自明の理でございます。しかも、憲法改正を徴兵制度や海外派兵に通ずるがごとく宣伝これ努めます。とは、ためにする党利党略以外の何も

のでもございませぬ。(拍手) 一体、世界じゅうのどこの国の社会党が、諸君のようにな、国家防衛のための戦力を否定して

おりますか、お知らせを願いたいのでございます。（拍手）わが国におきましては、国家の存立に關します重大問題について国論が分裂いたしておることは、まことに遺憾にたえないところであります。社会党の猛省を促す次第であります。

て、その批判に耐えるべきであると考えますか、いかがでございますか。(拍手)

私は、本調査会に社会党の参加を強く希望し、また、必ず参加せられるであらうと確信するものであります。本国会で成立した憲法審査会に、社会党には三名の委員を送ってあります。諸君が憲法審査会に参加するつもりでありますならば、調査会設置法に反対の態度を一掃して、この際快く賛成せられようお勧めいたします。(拍手)

私は、日本人の手によって日本人の憲法を制定いたしますために、憲法調査会設置法案に満腔の賛意を表する次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) ただいまの高橋君の発言中、不穏当の言辭があれば、速記録を取調の上、適當の処置をとることいたします。

中原健次君

〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 ただいま議題となりました憲法調査会法案に對しまして、私は、小会派、すなわち無所属、共産党、労働党各派を代表しまして、絶対反対の立場を明らかにせんとするものであります。(拍手)

その理由の第一は、本法案が、憲法改正の政治意圖に基き、政府みずから世論を都合よく指導育成せんことをその目的とする点にあるのでございます。

(拍手) あたかも、さきに提案されました公職選挙法改正案が、お手盛り選挙で衆議院の議席の三分の二を獲得し、もつて憲法改正の態勢を固めようとするのと全く同一のねらいであるのであります。両者は、あたかも鳩山内閣の車の両輪の役割をなさんとしておるものであります。

もともと、この憲法改正の提案権は、憲法によつて国会のみ与へられており、内閣はその権限を持つておりません。これは、今日、学界の通説であります。しかるに、政府並びに与党は、強引にもこの原則をくつがえし、政府内閣に、憲法改正をねらひとし、前提とする憲法調査会のごときを作り上げ、改正に際して政府提案を既成の事実化しようとし、これを政府、官僚、与党の支配のもとに置こうとしたておるのであります。これこそ、政府並びに提案者の重大なる憲法違反であり、国会無視の許しがたい行為であると考へるものであります。(拍手)

周知のように、憲法によれば、政府及び國務大臣並びに国会議員は、憲法を尊重し、擁護する義務を負つておるのであります。にもかかわらず、先般、内閣委員会におけるごとく、一党独裁の態勢をとつてまで、とかく問題の多い本法案を強行通過せしめんとするがごときは、これまさに一種のクーデター的であるといわなければならぬのであります。(拍手)

本法案に對する反対の理由の第二は、今日憲法改正の真に客觀的な理由は、全くこれを認めることができません。そうでなくて、かつ必要であると考えられておるからであります。いわゆる保守党による歴代政府、特に今日の鳩山政府は、憲法を尊重、順守しないどころか、全くこれをじやまき扱いにいたしておるのであります。このことは、鳩山総理を初め、閣僚諸君のたび重なる発言や談話の中に、あまりにも明らかに相なつておるのであります。

(拍手) さきに警察予備隊を作り上げ、保安隊を経て、これを現在の自衛隊となし、なおかつその増強を進めておること、勤労者の働く権利を奪ひ、膨大な失業群を作り上げていること、その団結権と罷業権を奪ひ、かつ制限したておるということ、また、健康にして文化的な生活を國民一般に保障することができず、それどころか、かえつてこれをさらに削減し、抑制せんとしおること、さらにまた、國民の自由権に對して野蠻な攻撃を加へておること等々は、指摘するに限りもない次第であります。(拍手) まさに、憲法と國民生活の現実とは、このようにいたしておるのではございませんか。

しかるに、政府は、今日國民が眞剣に求めておるやうに、政府の政策と行動を改め、そのあやまる現実を憲法の水準にまで引き上げようとはしない。それどころか、全く逆に、憲法を改悪することによつて、この間違つた現実とのみぞを埋めようとする、驚くべきコースをたどつておるのであります。全く反動政策の推進者そのものといわなければならぬ。もとより、國民は、このやうな憲法改正を断じて許しません。われわれもまた憲法改正に反対いたします。この憲法の順守と尊重を敵として政府にこの際要求をいたすものでござります。(拍手)

本法案反対の第三の理由は、政府、与党の憲法改正の眞の目的が、徴兵制と海外派兵を内容とする再軍備の強化及び天皇制など、旧制度の復活にあると信ずるのであります。(拍手) 明らかにその方向が改悪にある点でござります。

先般、鳩山総理を初め、政府、与党の諸君が、われを先にとダレス長官にお会いになられたやうであるが、その際、ダレス氏は、日本の現在の憲法がある以上海外派兵は許されないのであるやうな意味の発言をいたしました。かのように承つておるのであります。當時、新聞紙も、注意深くこの点について報道いたしておりました。その上、あの關係は、ダレス氏に向ひまして、それならば、なぜ占領期間中に憲法を改めておいてくれなかつたかなどと、実に許しがたい発言をいたしておるのであります。(拍手) 笑止千萬というやうに、全く奇怪なことでありまして、これによつても明らかやうに、まさに今次の憲法改正は、

恐かならないのであります。押しつけられた憲法を自主憲法へ、などという言いわけを宣伝しておるすけれども、われわれ國民は、全くこの欺瞞的な宣伝に對しまして、あぜんとたざるを得ないのであります。(拍手) 何がために、一國の關係が、他國の政府の当局者に對して、自國の憲法の扱いについて、わざわざお伺いを立てなければならなかつたのでございましょうか。(拍手) これこそ、占領状態がなおお拭きされておらないという何よりの証拠ではないのでありましよう。すなわち、憲法の押しつけられた改悪、今行われんとおる事態は、まさにこれなのであります。

たれもが認めるごとく、今日の國際情勢は、決して戦争とか軍備拡大の方向ではござりません。明らかに平和と軍備縮小の方向に立ち向つております。わが日本は、この世界の基本動向にさおさすことなかつたしまして、決して自立と繁榮の道を歩くことはできないのであります。しかるに、政府の基本方向は、これをまさに逆行しようとしておる。いや、すでに逆行しつゝある。アメリカ當局の意を受けまして、世界の趨勢に逆行せんとするものといわなければならぬ。(拍手)

三十一年度防衛関係費を分析してみますと、空軍最優先、次いで海軍の順となつておるのであります。再軍備は、いわゆる自衛型から攻撃型へと、その編成の転換を行なつておるのであります。

ります。また、防衛庁経費のうち、軍需調達予算の占める割合を見ますと、二十九年度の一八・七％、三十年度が二一・八％、三十一年度はさらに飛躍をいたしまして、二五・七％と相なつております。財界の有力グループは、これを三、四年の後は五〇％程度までに引き上げようとしておるやうであります。かくて、徴兵制は、単に募兵上の必要からのみではなくして、このやうに財政上の人件費を圧縮する上からも必要とされる情勢になつてゐる。これが、徴兵制と、そのための憲法改悪を政府、与党があせる最大の理由であると断ぜざるを得ないのであります。

政府、与党は、また、しばしば公然と天皇元首論を言明し、宣伝してありますが、しかも、一方では、現憲法の明示する國民主權の原則は守りますと約束してゐるやうであります。これは國民にとつて全く不可解なることといわなければならぬ。明治憲法、すなわち、大日本帝國憲法第四條を見ますと、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」云々と書いてあります。ここに再び天皇を國の元首の地位に戻すことは、國家統治の最高權力たる主權を明らかに國民の手から奪い去ることになるのであります。主權とは國家意思の最高の源泉であり、従つて、それは唯一かつ不可分のものなのであります。國家主權を二つの單位で分ち持つといふことは絶対に許されません。その機能の一部分が奪われるならば、それはもはや主權ではなくなる。

そして、それを奪つた者が、遠からず、あらためて主權者の座につく段取りになつて参るのであります。諸國の政治變革の歴史がそれを立証いたしております。従つて、政府、与党のいわゆる天皇元首論が、現憲法の基本原理

氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長（益谷秀次君） 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開扉。開鎖。投票を計算いたさせます。

加藤 高藏君	加藤 精三君
加藤 常太郎君	

中垣	國男君	中川	俊思君
----	-----	----	-----

森下	國雄君	森山	欽司君
山口喜久一郎君		山口	好一君

杉山元治郎君 鈴木義男君
田中幾三郎君 田中織之進君

田中 武夫君 田中 稔男君
田原 春次君 田万 廣文君
多賀谷 義高君 高津 正道君
滝井 義高君 竹谷源太郎君
戸叶 里子君 辻原 弘市君
中井 徳次郎君 堂森 芳夫君
中崎 敏君 中居 英太郎君
中村 敏雄君 中村 高一君
永井 勝次郎君 成田 知巳君
西尾 末廣君 西村 榮一君
西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 貢君 長谷川 保君
原 茂君 平岡 忠次郎君
日野 吉夫君 福田 昌子君
平田 ヒデ君 帆田 計君
古屋 貞雄君 細田 綱吉君
細田 兼光君 正木 清君
前田 榮之助君 松平 忠久君
松井 政吉君 松前 重義君
松原 喜之次君 三鍋 義三君
松本 七郎君 三輪 壽壯君
三宅 正一君 森 三樹二君
門司 亮君 八木 正君
森本 靖君 八木 昇君
矢尾 喜三郎君 柳田 秀一君
山口 シヅエ君 山口 丈太郎君
山崎 始男君 山下 榮二君
山田 長司君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横山 重吉君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉田 賢一君 和田 博雄君
渡邊 徳藏君 岡田 春夫君
川上 實一君 久保田 豊君
小山 亮君 志賀 義雄君
中原 健次君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程第二ないし第九は延期するに決しました。
日程第十二 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会本院提出)(参議院送付)
○議長(金谷秀次君) 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第十二を繰り上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。
○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程の順序は変更せられました。
日程第十二、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(松前重義君)の報告を求めます。通信委員長(松前重義君)の報告を求めます。
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会本院提出)(参議院送付)
本院において継続審査をした右案は、本院において修正議決した。よって国会法第八十三条の四によりここに送付する。
昭和三十一年三月二十八日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 金谷秀次君
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。
(国際電信電話株式会社の株式の保有)
第三條の二 公社は、国際電信電話株式会社の株式を保有することができ、但し、発行済株式総数の五分の一を超えてはならない。
第六十八條の次に次の一条を加える。
(国際電信電話株式会社の株式の取得又は処分)
第六十八條の二 公社は、国際電信電話株式会社の株式を取得し(日本電信電話公社法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第...号)附則第二項の規定による場合を除く)又は処分しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、この法律施行の日までに国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)附則第二十一項の規定による処分を終らない株式を、日本電信電話公社に返還しなければならぬ。
〔報告書は会議録に掲載〕
〔松前重義君登壇〕
○松前重義君 ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
この法律案は、国会法第五十條の二の規定に基づき、衆議院通信委員会の提出いたしましたものであります。
〔議長退席、副議長着席〕
昨年七月十二日、本院において全会一致をもって可決されたものであります。従つて、本案の内容につきましても、すでにその際御説明いたしましたので、ここに重ねて詳細を申し上げることを避けますが、本案の要旨及び目的は、日本電信電話公社法の一部を改正して、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を保有することができるようになること、これによつて、一つには公衆電報通信事業の国際部門と国内部門との連絡調整をはかり、他面、日本電信電話公社を国際電信電話株式会社の安定株主たらしめ、同公社の事業経営の安定並びに公共的使命の遂行に協力せしめようとするものであります。しかしながら、公社が公社に対して支配的地位に立つことは不適当と認めて、株式保有の限度を公社の発行済株式総数の五分の一とした。また、将来公社が公社の株式を取得した場合は処分しようとする場合には郵政大臣の認可を要することとし、なお、附則において、政府はこの法律施行の日における持株を公社に返還しなければならぬ旨の規定を設けておるのであります。なお、つけ加えて申し上げますが、現在における政府の本案の株式所有数は百三十三万株、額面総額六億六千万円でございます。
前にも申し述べましたように、本案は、昨年第二十二回国会において本院を通過し、参議院に送付されたのであります。参議院においては、第二十三、第二十四の両国会にわたつて継続審査となり、昨三月二十八日に至つて修正議決を見て本院に送付されたものであります。参議院における修正の内容は、本件審議期間中において政府持株が処分された事実に基づく条文の訂正その他きわめて技術的な修正であります。
通信委員会におきましては、昨日本案の付託を受けたのでありますが、もとより本委員会提出の法律案であり、参議院の修正も事情の変更に基づく立法技術上のものでありますので、別段の

質疑もなく、同日、討論を用いず直ちに採決の結果、全会一致をもって本法律案を可決いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。
日程第十 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第十一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)
労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(金谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第十及び第十一とともに、内閣提出、労働省設置法等の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を追加して、四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
日程第十、厚生省設置法等の一部を改正する法律案、日程第十一、恩給法の一部を改正する法律案、労働省設置法等の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右四案を一括

昭和三十一年三月二十九日 衆議院會議録第二十八号 厚生省設置法等の一部を改正する法律案外三案

して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本金吉君。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

厚生省設置法等の一部を改正する法律

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七條第一項を次のように改める。

医療局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四條の二に次の二項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五條中「社会保険審査会を「社会保険審査部」に改める。

第十九條第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「種で、」を「またであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四條第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を加

え、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八條を削り、第二十七條の二を第二十八條とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局(環境衛生部)」を「公衆衛生局(環境衛生部)」「引揚援護局(未帰還調査部)」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十一年三月二十八日
參議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷 秀次郎
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則 第四條第二項中「二年八月」を「三年八月」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
労働省設置法等の一部を改正する法律案
労働省設置法等の一部を改正する法律

第一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「労働統計調査部を、」の下に「労働基準局に労災補償部を、」を加える。

第八條第六号の三を次のように改める。

六の三 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法に基く給付及び負担金その他の徴収金の徴収に關すること。

第八條第十号中「産業安全研究所」の下に「労働衛生研究所」を加え、同条に次の一項を加える。

2 労災補償部は、前項第四号から第六号まで及び第六号の三に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち労働者災害補償保険法の施行に關するものをつかさどる。

第十一條中「産業安全研究所」を「産業安全研究所」に改める。

第十二條の二を第十二條の三とし、第十二條の次に次の一條を加える。

(労働衛生研究所)
第十二條の二 労働衛生研究所は、労働衛生に關する調査研究を行う機関とする。

2 労働衛生研究所は、神奈川県に置く。

3 労働衛生研究所の内部組織は、労働省令で定める。

第十三條第一項の表中「特殊技能試験審議会」を「特殊技能試験の基準に關し、」を削る。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、六八五人	
	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 宮内庁 調達庁 行政管理局 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済企画庁 科学技術庁	二二二一人 七、五九六人 一〇五人 一八人 九三二人 三、二七二人 一、五九一人 三、二二二人 二、三九人 一人 三六六人 二九三人	うち九八五人は、警察官とする。
法務省	本省	四一、九三三人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
	計	一〇人 一、六三七人 四三、五七〇人	
外務省	本省	一、七四二人	

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「労働省」を「労働省」「大臣官房」「労働統計調査部」を「労働省」「大臣官房」「労働基準局」に改める。

附則
この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。ただし、その期

日は、昭和三十一年八月三十一日後であつてはならない。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

昭和三十一年三月二十九日 衆議院會議録第二十八号 厚生省設置法等の一部を改正する法律案外三案

大蔵省	文部省	厚生省	農林省	通商産業省	運輸省	郵政省	労働省
本省 計	本省 計	本省 計	本省 計	本省 計	本省 計	本省 計	本省 計
二〇、九七〇人 五〇、三三四人	六三、〇九三人 四二四人	四三、五六七人	二二、二八三人 二五、四四〇人 二〇、八四九人 一、三七二人	一二、一八八人 八三二人 一六九人	一四、三三二人 五四人 五人 一〇、七七五人 一八四人	二五九、〇四〇人	一九、一五三人 八五人 一九人 一一四人
計	計	計	計	計	計	計	計
七、三〇四人	六三、五一七人	四三、五六七人	七〇、九四四人	一二、一八八人 八三二人 一六九人	一四、三三二人 五四人 五人 一〇、七七五人 一八四人	二五九、〇四〇人	一九、一五三人 八五人 一九人 一一四人

建設省	本省
計	九、九二八人
計	九、九二八人

第三案「前条第一項に掲げる」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律中、附則第五条の行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第四項及び附則第七項に係る改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定中「科学技術庁に關する部分は、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第 号）施行の日から適用する。」（暫定定員）

第二条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警察庁	調達庁	法務省本省	大蔵省本省	厚生省本省	農林省本省	通商産業省本省	運輸省本省	建設省本省
昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月三十一日
一人	一四四人	一人	四八人	九三三人	一人	七五人	一人	六一人
昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月三十一日
一人	一四四人	一人	四八人	九三三人	一人	七五人	一人	六一人
昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月三十一日
一人	一四四人	一人	四八人	九三三人	一人	七五人	一人	六一人
昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年九月三十日	昭和三十一年五月三十一日
一人	一四四人	一人	四八人	九三三人	一人	七五人	一人	六一人

第三案 新法第二条第一項の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、総理府の本府においては百七十一人、行政管理局においては二人、食糧庁においては二人、林野庁においては三人、水産庁においては二人、特許庁においては十三人、郵政省の本府においては五人を、新法第二条第一項に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

2 前条の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、厚生省の本府においては三人、農林省の本府においては六人、通商産業省の本府においては五十五人、運輸省の本府においては五十五人、前条に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

第四案 新法第二条第一項の規定にかかわらず、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第 号）施行の日の前日までの間の職員の定員は、労働省の本府においては二十人、新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五月十五日」を「三月三十一日」に改める。

附則第七項を次のように改める。

、去る二十七日議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
横井 太郎君 飛鳥田一雄君
森 三樹二君 木村 文男君
地方行政委員 櫻井 奎夫君
外務委員
大橋 忠一君 山村新治郎君

昭和三十一年三月二十九日 衆議院會議録第二十八号 議長の報告

大蔵委員

浅香 忠雄君

坊 秀男君

山村新治郎君

植木庚子郎君

龜山 孝一君

田子 一民君

社会労働委員

龜山 孝一君

浅香 忠雄君

農林水産委員

木村 文男君

井谷 正吉君

商工委員

田中 利勝君

水谷長三郎君

運輸委員

細田 綱吉君

予算委員

植木庚子郎君

古屋 貞雄君

一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

木村 文男君

古屋 貞雄君

地方行政委員

外務委員

山村新治郎君

大蔵委員

龜山 孝一君

木崎 茂男君

大橋 忠一君

川島正次郎君

浅香 忠雄君

前田房之助君

社会労働委員

浅香 忠雄君

農林水産委員

横井 太郎君

川俣 清吉君

川島正次郎君

前田房之助君

横井 重次君

大橋 忠一君

木崎 茂男君

森 清君

田子 一民君

前田房之助君

河野 金昇君

横井 太郎君

松尾トシ子君

山口丈太郎君

川俣 清吉君

川島正次郎君

予算委員

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

商工委員

櫻井 奎夫君

飛鳥田一雄君

運輸委員

橋 兼次郎君

松尾トシ子君

川島正次郎君

森 三樹二君

井谷 正吉君

植木庚子郎君

水谷長三郎君

地方行政委員

青木 正君

坂本 泰良君

星島 二郎君

法務委員

椎名 隆君

南條 徳男君

三木 武夫君

須藤彌吉郎君

中村 寅太君

外務委員

伊東 隆治君

古川 丈吉君

花村 四郎君

文教委員

社会労働委員

飛鳥田一雄君

運輸委員

通信委員

石田 博英君

星島 二郎君

建設委員

久野 忠治君

松永 東君

三木 武夫君

山口丈太郎君

松尾トシ子君

井谷 正吉君

植木庚子郎君

水谷長三郎君

徳田與吉郎君

田中 利勝君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

辻 政信君

松永 東君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

伊東 隆治君

須藤彌吉郎君

戸塚九一郎君

花村 四郎君

予算委員

植木庚子郎君

林 博君

石田 博英君

予算委員

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

植木庚子郎君

林 博君

石田 博英君

予算委員

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

川島正次郎君

一、去る二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員

加藤 精三君

薄田 美朝君

三田村武夫君

公職選挙法改正に關する調査特別委員

藤澤 雄次君

行政監察特別委員

赤澤 正道君

科学技術振興対策特別委員

楠美 省吾君

国土総合開発特別委員

伊藤 勉一君

一、去る二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員

大橋 忠一君

田村 元君

田中 龍夫君

公職選挙法改正に關する調査特別委員

菅 太郎君

行政監察特別委員

科学技術振興対策特別委員

楠美 省吾君

赤澤 正道君

国土総合開発特別委員

伊藤 勉一君

一、去る二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員

大橋 忠一君

田村 元君

田中 龍夫君

公職選挙法改正に關する調査特別委員

菅 太郎君

行政監察特別委員

科学技術振興対策特別委員

楠美 省吾君

赤澤 正道君

国土総合開発特別委員

伊藤 勉一君

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案

特定物質納付金処理特別会計法案

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

飼料需給安定法の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

農業協同組合整備特別措置法案

一、去る二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

一、去る二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

一、去る二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案

特定物質納付金処理特別会計法案

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

飼料需給安定法の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

農業協同組合整備特別措置法案

一、去る二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

一、去る二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

一、去る二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案

特定物質納付金処理特別会計法案

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月二十九日 衆議院會議録第二十八号 議長の報告

国有財産法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年度一般会計予算

昭和三十一年度特別会計予算

昭和三十一年度政府関係機関予算

一、昨二十八日内閣から提出した条約は次の通りである。

防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十八日委員長から提出した議案は次の通りである。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された条約は次の通りである。

防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするため

の日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)(参議院送付)

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆法第四六号、参議院継続審査)

一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

一、今二十九日提出した緊急質問は次の通りである。

健康保険医の総辞退に関する緊急質問(八木一男君提出)

ハバロフスクにおける抑留同胞の請願運動に関する緊急質問(白井莊一君提出)

小笠原島民帰島問題並びに沖縄軍用地借地料支払問題に関する緊急質問(田中稔男君提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

三九二

定価 一部

十五円

(配達料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五